

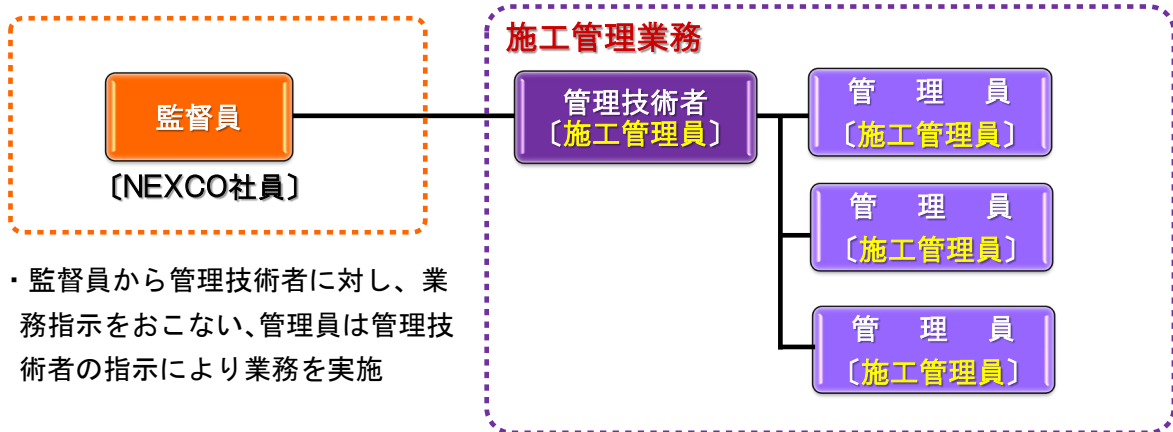
(1) 施工管理業務の概要

施工管理業務とは、工事発注準備および工事施工段階における監督業務の補助をおこなう外注業務で、その業務に従事する者を施工管理員といいます。

発注準備 : 設計図面、発注数量、積算のための資料のとりまとめ

監督業務 : 工事の施工状況確認のための現場立会および検査

<施工管理業務の実施体制>



(2) 管理員の資格要件の緩和概要（土木職の場合）

格	現行		変更	
	資格	経験	資格	経験
管理員Ⅰ	技術士、RCCM、土木学会(上級技術者以上)	管理員Ⅱなどとして5年以上かつ管理技術者として3年以上	<u>技術士、RCCM、土木学会(上級技術者以上)</u>	不要
	技師B、施工管理上級		技師B、施工管理上級	
管理員Ⅱ	技術士、RCCM、土木学会(1級技術者以上)、1級土木施工管理技士	管理員Ⅲなどとして3年以上	<u>1級土木施工管理技士、土木学会(1級技術者)</u>	不要
	技師C、施工管理中級		技師C、施工管理中級	
管理員Ⅲ	技術士、技術士補、RCCM、土木学会(2級技術者以上)、1・2級土木施工管理技士	不要	<u>技術士補、土木学会(2級技術者)、2級土木施工管理技士</u>	不要
	技術員、施工管理初級		技術員、施工管理初級	

※赤字の下線部は変更箇所

(参考) 技術士、技術士補：技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に基づく国家資格

RCCM：一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施する民間資格

土木学会（特別上級、上級、1級、2級技術者）：公益社団法人土木学会が実施する土木学会認定土木技術者制度に基づく資格

土木施工管理技士（1級、2級）：建設業法第27条に基づき、国土交通大臣の指定試験機関が実施する国家資格